

住宅耐震化・リフォーム助成

区では地震による建物の倒壊から区民の皆さんの生命・財産を守るため、各種助成事業を行っています。手続きや詳細は区HPをご覧ください。お問い合わせください。

新耐震基準木造住宅の耐震診断助成を開始しました

令和6年度から、これまでの各種耐震化助成制度とともに、新耐震基準木造住宅の耐震診断助成事業を新規に開始しました。自宅などの耐震化を検討されている方は、ぜひご利用ください。助成には耐震診断の契約前の申請が必要です。



詳細はコチラ

- ▶対象 昭和56(1981)年6月1日～平成12(2000)年5月31日の基準(新耐震基準)で建築された区内木造住宅(2階建て以下・在来軸組工法)
- ▶助成の流れ 簡易診断で助成対象と判断された後、耐震診断へ進みます
- ①大田区木造住宅耐震コンサルタント派遣による現地での簡易診断(無料)による現地状況確認
- ②精密診断法による耐震診断(診断費用の一部助成)
- ▶助成費用
- ①大田区木造住宅耐震診断士の場合 区登録木造診断士による耐震診断の場合、診断費用と助成額は**定額**となります。

延床面積	自己負担額	助成額	契約金額
80㎡未満	30,000円	120,000円	150,000円
80㎡以上160㎡未満	35,000円	140,000円	175,000円
160㎡以上	40,000円	160,000円	200,000円

②大田区木造住宅耐震診断士以外の診断士の場合 助成上限額10万円

旧耐震基準建築物耐震化助成

木造住宅除却工事助成期限を令和8年3月31日まで延長しました

区では木造住宅除却工事助成事業のほか、無料の簡易診断から改修工事まで費用の一部を助成する、木造・非木造(マンションなど)建築物耐震化助成事業を行っています。助成には耐震診断などの契約前の申請が必要です。



詳細はコチラ

▶対象 昭和56(1981)年5月31日以前の基準(旧耐震基準)で建てられた建築物 ※除却工事助成は木造住宅のみ

ブロック塀等改修工事助成

▶助成期限 令和10年3月まで

通学路沿いのブロック塀などの撤去、フェンスなどの新設工事費用の一部を助成しています。助成には、工事の契約前の申請が必要です。

※区内中小企業が行う工事に限ります

▶対象工事

- 通学路・特定緊急輸送道路に面する高さ1m以上のブロック塀などの撤去
- 高さ2m以下のフェンスなどの新設

▶助成額

- ①撤去・新設費用の2/3の額
- ②助成単価16,000円/mにブロック塀やフェンスなどの長さを乗じた額(最大16万円)

※①②のうち金額の低いもので助成金を算出します



詳細はコチラ

▶問合せ先 防災まちづくり課耐震改修担当 ☎5744-1349 FAX5744-1526

住宅リフォーム助成事業

区内に本社のある中小事業者により工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。令和6年度から子育て支援対応工事の項目を追加し、アスベスト除去工事の対象を拡大しました。詳細はお問い合わせください。※工事開始前に事前申込(仮申請)の手続きが必要です。パンフレット・申込書類などは、特別出張所・図書館・文化センターなどで配布しています

▶事前申込(仮申請)受付期間 令和7年1月31日まで

▶問合せ先 住宅相談窓口(建築調整課住宅担当内) ☎5744-1343 FAX5744-1558



詳細はコチラ



雨水タンク設置助成・雨水浸透施設設置助成のご案内

1 雨水タンク設置助成

雨水タンクとは、屋根に降った雨水を一時的にためるタンクのことです。植木や庭への散水、夏場の打ち水にも利用でき、環境にもやさしい設備です。

▶小型タンク(500ℓ未満)を設置する場合の助成額

$$\begin{aligned} \text{個人} &= (\text{本体価格} + \text{設置工事費}) \times 2/3 \\ \text{そのほか} &= (\text{本体価格} + \text{設置工事費}) \times 1/2 \end{aligned}$$

▶助成限度額 1基につき4万円(1敷地につき2基まで)

※大型タンク(500ℓ以上)の助成有り

※売買を目的とした建物や住民税などを滞納している場合は対象外



詳細はコチラ

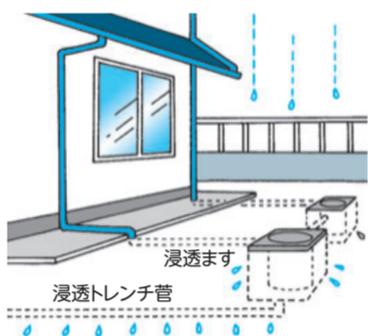
2 雨水浸透施設設置助成

雨水浸透施設とは、雨どいで集めた雨水を浸透ますと浸透トレンチ管(雨水浸透管)で地下にしみ込ませるものです。地下水や環境の保全にも役立ちます。

▶助成対象地域 埋立地以外の区内全域(急傾斜地、隣地と段差のあるところ、地下水位の高い場所などには適しません)

▶助成額 実際にかかった対象工種の工事費合計額(1件につき最大40万円)

※「大田区開発指導要綱」の適用を受ける建築物や、住民税などを滞納している場合は対象外



詳細はコチラ

◇1・2ともに◇

▶申込方法 問合せ先へ申請書(区HPから出力)を郵送か持参。1電子申請も可(大型タンク、法人を除く)

▶問合せ先 建築調整課地域道路整備担当 ☎5744-1308 FAX5744-1558

公益通報者保護法とは

●法律の目的

この法律は、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護などにかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇などの不利益な取り扱いを受けることのないよう、公益通報に関する保護制度を定めたものです。

●法律の具体的な内容

主な内容は次のとおりです。

- ◎労働者が事業者内部の一定の犯罪行為やそのほかの法令違反行為について、事業者内部や処分などの権限を有する行政機関などに通報した場合、通報したことを理由として解雇などの不利益な取り扱いをすることは禁止されています。
- ◎公益通報を受けた事業者は、公益通報の是正措置などについて、公益通報者に通知するよう努めなければなりません。
- ◎公益通報を受けた行政機関は、必要な調査や適切な措置を取らなければなりません。

▶問合せ先 総務課内部統制・情報セキュリティ担当

☎5744-1160 FAX5744-1505

人権問題への理解を深めましょう

5月1～7日は憲法週間です

日本国憲法は、昭和22(1947)年5月3日に施行されました。5月3日を中心とした5月1～7日は憲法週間です。

日本国憲法の基本理念の一つに「基本的人権の尊重」があります。第11条に、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と定められています。誰もが幸せに暮らせるよう、お互いを理解し、思いやりをもつことで、人権を尊重する社会が築かれます。

身近な人が困っていたら声をかける、相手の個性を認めるなど、生活の中でできることはたくさんあります。憲法週間に機に、自分や身近な人たちの人権の大切さや、さまざまな人権問題について考えてみませんか。

▶問合せ先 人権・男女平等推進課人権・男女平等推進担当

☎5744-1148 FAX5744-1556